号外第三十六号

日

平成十四年

六月二十八日

金

曜

選挙管理委員会次

不在者投票を行うことができる施設の指定.....

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十五号

号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。 公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第三項第二 平成十四年六月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道

夫

別養護老人ホーム 清栄なでしこ荘会福祉法人清翔会 の 名 称	府市横根町五五四番地
富士吉田市特別養護老人ホームを荘社会福祉法人富士吉田市社会福祉事業団	番 埋地仮換地番九街区一~二三二年地 医二十二甲市下吉田田端区画整

第三十六号 平成十四年六月二十八日

Щ

梨

県

公 報 号 外

発行者	山梨県
山梨県	県公報号外
甲府市丸の内一丁目六番一号	第三十六号
] 目六番一号	平成十四年六月二十八日
印刷所(㈱サン)	十八日
㈱サンニチ印刷 甲府市北日	
北口二丁目六番	
	_
	=